

第1章 関係法令及び上位関連計画の把握

1. 関連法令の整理

本計画に関する関連法令を以下に整理します。

●住生活基本法

公 布	平成18年法律第61号
趣 旨	住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、並びに国等の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与する。
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ●基本理念：『現在及び将来の国民の住生活の基盤である良質な住宅の供給』など基本理念を定める。 ●責 務：国、地方公共団体、住宅関連事業者、居住者など関係者それぞれの責務を定める。 ●基本的施策：国、地方公共団体は、住生活の安定の確保及び向上の促進のために必要な施策を講ずる。

●住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

公 布	平成19年法律第112号
趣 旨	住生活基本法の基本理念にのっとり、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度等について定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与する。
概 要	<p>(1) 地方公共団体による住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定</p> <p>(2) 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度</p> <ul style="list-style-type: none"> [1] 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設 [2] 登録住宅の情報開示・賃貸人の監督 [3] 登録住宅の改修費を住宅金融支援機構の融資対象に追加 <p>(3) 住宅確保要配慮者の入居円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> [1] 住宅確保要配慮者の円滑な入居を支援する活動を公正かつ適確に行うことができる法人を居住支援法人として指定すること [2] 生活保護受給者の住宅扶助費等の代理納付※を推進するための措置を講ずること <p style="margin-left: 40px;">※ 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> [3] 適正に家賃債務保証を行う業者について住宅金融支援機構による保険の引き受けを可能とすること

●高齢者の居住の安定確保に関する法律

公 布	平成 13 年法律第 26 号
趣 旨	高齢社会の急速な進展に対応し、民間活力の活用と既存ストックの有効利用を図りつつ、高齢者向けの住宅の効率的な供給を促進するとともに、高齢者の入居を拒まない住宅の情報を広く提供するための制度の整備等を図ることにより、高齢者が安心して生活できる居住環境を実現する。
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ●基本方針・・・国土交通大臣及び厚生労働大臣が策定 ●高齢者居住安定確保計画・・・ <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が基本方針に基づき策定（高齢者賃貸住宅・老人ホームの供給目標、供給促進の確保等） ●民間活力を活用した高齢者向けの賃貸住宅の供給促進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 民間活力を活用して高齢者単身・夫婦世帯等向けのバリアフリー化された優良な賃貸住宅の供給促進（高齢者向け優良賃貸住宅制度の創設） (2) 民間による供給を補完するため、必要に応じ、地方公共団体、公団、公社が既存ストックも活用し、高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給 ●高齢者が円滑に入居し、安心して生活できる賃貸住宅市場の整備 <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者世帯の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度の創設により、高齢者に対する賃貸住宅情報の提供体制整備（知事又はその指定した機関が実施） (2) 登録された住宅を対象とする滞納家賃の債務保証を高齢者居住支援センター（既存の財団を活用）が実施し、大家の不安解消 (3) バリアフリー化された賃貸住宅に高齢者が終身にわたり安心して居住できる仕組みとして終身建物賃貸借制度の創設 ●高齢者自らによる持家のバリアフリー化の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 生存時の返済負担を軽減（利払いのみ）し、死亡時に住宅資産等を活用して一括償還するバリアフリーリフォームのための特別な住宅金融公庫の融資制度の創設 (2) 一括償還型バリアフリーリフォーム融資制度に対応し、高齢者居住支援センターによる債務保証の実施



2. 上位関連計画における住宅施策の位置づけ

上位計画及び関連計画に示された、本計画と関連する事項(施策)を以下に整理します。

(1) 上位計画

●住生活基本計画（全国計画）

策定年次	平成28年3月
計画期間	2016（平成28）年度～2025（令和7）年度（10年間）
基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> 住宅政策の方向性を国民に分かりやすく示す 今後10年の課題に対応するための政策を多様な視点に立って示し、総合的に実施 3つの視点（居住者の視点／住宅ストックからの視点／産業・地域からの視点）から、8つの目標を設定
目 標	<p>居住者の視点</p> <p>目標1】結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現 (1) 結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯が望む住宅を選択・確保できる環境を整備 (2) 子どもを産み育てたいという思いを実現できる環境を整備し、希望出生率1.8の実現につなげる</p> <p>目標2】高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現 (1) 高齢者が安全に安心して生涯を送ることができるための住宅の改善・供給 (2) 高齢者が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、介護・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現</p> <p>目標3】住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保 ・住宅を市場において自力で確保することが難しい低額所得者、高齢者、障がい者、ひとり親・多子世帯等の子育て世帯、生活保護受給者、外国人、ホームレス等（住宅確保要配慮者）が、安心して暮らせる住宅を確保できる環境を実現</p> <p>住宅ストックからの視点</p> <p>目標4】住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築 (1) 「住宅購入でゴール」のいわゆる「住宅すごろく」を超えて、購入した住宅の維持管理やリフォームの適切な実施により、住宅の価値が低下せず、良質で魅力的な既存住宅として市場で評価され、流通することにより、資産として次の世代に承継されていく新たな流れ（新たな住宅循環システム）を創出 (2) 既存住宅を良質で魅力的なものにするためのリフォーム投資の拡大と「資産として価値のある住宅」を活用した住み替え需要の喚起により、多様な居住ニーズに対応するとともに人口減少時代の住宅市場の新たな牽引力を創出</p> <p>目標5】建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新 (1) 約900万戸ある耐震性を満たさない住宅の建替え、省エネ性を満たさない住宅やバリアフリー化されていない住宅等のリフォームなどにより、安全で質の高い住宅ストックに更新 (2) 多数の区分所有者の合意形成という特有の難しさを抱える老朽化マンションの建替え・改修を促進し、耐震性等の安全性や質の向上を図る</p> <p>目標6】急増する空き家の活用・除却の推進 (1) 空き家を賃貸、売却、他用途に活用するとともに、計画的な空き家の解体・撤去を推進し、空き家の増加を抑制 (2) 地方圏においては特に空き家の増加が著しいため、空き家対策を総合的に推進し、地方創生に貢献</p> <p>産業・地域からの視点</p> <p>目標7】強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長 (1) 後継者不足に加え少子化の影響で担い手不足が深刻化する中で、住生活産業の担い手を確保・育成し、地域経済を活性化するとともに、良質で安全な住宅を供給できる環境を実現 (2) 住生活に関連する新しいビジネスを成長させ、居住者の利便性の向上とともに、経済成長に貢献</p> <p>目標8】住宅地の魅力の維持・向上 (1) 地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、個々の住宅だけでなく、居住環境やコミュニティをより豊かなものにするを旨とする (2) 国土強靱化の理念を踏まえ、火災や地震、洪水・内水、津波・高潮、土砂災害等の自然災害等に対する防災・減災対策を推進し、居住者の安全性の確保・向上を促進</p>

●沖縄県住生活基本計画

策定年次	平成29年10月
計画期間	2016（平成28）年度～2025（令和7）年度（10年間）
基本方針	<p>誰もが安心して心地よく暮らせる 美ら島 沖縄</p> <p>住宅は、人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であり、家族と暮らし、人を育て、憩い、安らぐことのできるかけがえのない空間であるとともに、人々の社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点でもあります。</p> <p>また、住宅は都市地域や郊外地域、離島地域における重要な構成要素であり、安全、文化、景観といった地域環境に影響を及ぼす社会性を有するものです。</p> <p>これらのことを踏まえ、全ての県民が安全・安心かつ快適に暮らし、地域の自然・文化との共生の中で、住民やNPO等の協働・参画を含め、他分野との連携を図りながら、豊かな住生活の実現を目指す『誰もが安心して心地よく暮らせる 美ら島 沖縄』を基本方針とします。</p>
施策の基本目標と施策の方向	<p>基本目標1】若者世帯・子育て世帯のライフステージに対応した住生活の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 若者世帯・子育て世帯が希望する住宅を選択できる住環境づくり 2. 子育てしたいと思える住環境づくり <p>基本目標2】高齢者のニーズに対応した住生活の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者世帯に対応した多様な住まいの確保 2. 高齢者世帯が安心して暮らせる住環境の実現 <p>基本目標3】住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 真に困窮する低所得者層に対するセーフティネット 2. 多様な住宅困窮世帯に対応するセーフティネット <p>基本目標4】多様な居住ニーズの実現</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中古住宅の流通促進 2. 住宅に関する相談体制と情報提供 3. まちなか居住の促進 <p>基本目標5】安全・安心で質の高い住まいづくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 良質な居住性能を有した新規住宅ストックの形成 2. 既存ストックの居住水準・住宅性能の向上 3. 耐震性の向上 4. 住まいのユニバーサルデザイン化 5. 災害に強い居住環境づくり 6. 防犯性の向上 <p>基本目標6】沖縄の特性を活かした住まいづくり・まちづくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「循環」と「共生」の住まいづくり 2. 沖縄の風土に適した住まいづくり 3. 良好な住宅地景観の形成・保全 4. 伝統的な技術の継承、地域素材を活かした住宅の普及 5. 離島・過疎地域の定住促進



●第 4 次豊見城市総合計画 後期基本計画

策定年次	平成 29 年 3 月
計画期間	2017 (平成 29) 年度～2020 (令和 2) 年度
将来像・ 施策の体系	<p>将来像】ひと・そら・みどり がつなく ^{とよ}響むまち とみぐすく</p> <p>施策の体系】第 1 部 協働と交流によるまちづくり ～コミュニティ・市民参加・交流・人権分野～</p> <p>第 2 部 子どもが活きる学びと文化のまちづくり ～教育・子育て・文化振興分野～</p> <p>第 3 部 共助でつくる健康文化と福祉のまちづくり ～健康・福祉分野～</p> <p>第 4 部 持続可能な環境と安心・安全のまちづくり ～環境・危機管理分野～</p> <p>第 5 部 地域特性を活かした産業創造のまちづくり ～産業分野～</p> <p>第 6 部 都市とみどりが調和するまちづくり ～市街地・都市基盤整備分野～</p> <p>第 7 部 計画の推進のために ～行財政改革分野～</p>
関連施策	<p>第 3 部 共助でつくる健康文化と福祉のまちづくり</p> <p>第 2 章 福祉の充実</p> <p>第 1 節 地域福祉の体制充実 ユニバーサルデザインの都市整備</p> <p>第 4 節 生活保護及び生活困窮者への支援 住居・生活等に対する支援の実施</p> <p>第 4 部 持続可能な環境と安心・安全のまちづくり</p> <p>第 1 章 自然環境の保全と活用</p> <p>第 1 節 自然環境の保全と活用 ----- 環境保全を考慮した公共事業や民間開発の実施 市民との協働による環境づくり</p> <p>第 3 章 環境共生のまちづくり</p> <p>第 1 節 環境共生のまちづくり ----- エコカーやエコ住宅などの普及促進 環境負荷の低減に資する都市構造の構築 身近な新エネルギーの活用促進</p> <p>第 4 章 災害に強いまちづくり</p> <p>第 1 節 防災都市づくり ----- 都市基盤の整備・改善 土地利用の適正誘導 公共施設における耐震性・耐火性の向上 「津波避難ビル」の確保 民間施設の耐震性・耐火性向上の推進</p> <p>第 6 部 都市とみどりが調和するまちづくり</p> <p>第 1 章 快適で暮らしやすいまちの形成</p> <p>第 1 節 計画的な土地利用の推進 ---- 都市・農村・自然が調和した効率的で 住みやすいまちの形成 農業振興地域整備計画の周知と適切な見直し 土地利用規制の適正運用 計画的な「市街化区域」の拡大と 「用途地域」の変更 民間活力による市街地形成や 地域ルールづくりの促進</p> <p>第 2 節 調和のとれた市街地の整備 -- 都市基盤の総合的な整備・充実 地区の特性に応じた土地利用規制・誘導 景観形成に向けた土地利用の規制・誘導 公営住宅の適正な維持・管理 民間による優良住宅建設の誘導</p>

●豊見城市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略

策定年次	平成28年3月
計画期間	2015（平成27）年度～2019（令和元）年度
人口ビジョン 目標	<p>将来人口（2060（令和42）年）を70,000人と設定し、その前提となっている現在の活力ある社会を維持する！</p> <p>■目指すべき将来の方向及び将来展望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の転入の維持を目指し、転出をくい止める。 ・子育てしやすい環境を整え、子育て世帯の定着と出生率の向上を目指す。 ・暮らしの基盤やサービスの向上を図り、豊見城市への定住意欲をより高める。 ・知名度の向上や愛着を深める。 ・元気に長生きできる健康・長寿環境を創出する。
総合戦略 基本目標	<p>基本目標Ⅰ】豊見城市の特徴をいかした「しごと」の創出</p> <ol style="list-style-type: none"> ①とみぐすくブランド化の推進 ②地場産業の育成・強化 ③働きやすい環境づくり ④豊見城市の特色をいかした新たな産業拠点の形成 <p>基本目標Ⅱ】豊見城市のもつ魅力をいかした「観光・交流」の活性化</p> <ol style="list-style-type: none"> ①とみぐすくファン獲得の推進 ②地域間・世代間交流の推進 ③定住・移住の推進 <p>基本目標Ⅲ】豊見城市で安心して子どもを産み育てる「ひと」にやさしい環境の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> ①健康を育む保健対策の充実 ②子育て支援の充実 ③教育環境の充実 <p>基本目標Ⅳ】豊見城市に愛着を持ち、住み続けられる「まち」の形成</p> <ol style="list-style-type: none"> ①都市の成長力の維持・向上 ②快適で暮らしやすいまちづくり
関連施策	<p>基本目標Ⅱ】豊見城市のもつ魅力をいかした「観光・交流」の活性化</p> <ol style="list-style-type: none"> ③定住・移住の推進……………移住希望者の住宅のニーズへの対応 <p>基本目標Ⅳ】豊見城市に愛着を持ち、住み続けられる「まち」の形成</p> <ol style="list-style-type: none"> ①都市の成長力の維持・向上…用途区域拡大など土地利用規制の変更 ②快適で暮らしやすいまちづくり……………豊見城の風土に調和した緑豊かな美しいまちなみづくり



●第3次豊見城市地域福祉計画・地域福祉活動計画

策定年次	平成30年3月
計画期間	2018（平成30）年度～2022（令和4）年度（5年間）
基本理念	人と人、地域がつながる優しさの輪、みんなで支える地域福祉のまちづくり
基本目標	基本目標1：住民の主体的参加の仕組みづくり 基本目標2：地域に根ざした支え合いの仕組みづくり 基本目標3：サービス利用に対するきめ細やかな支援 基本目標4：健康で安心して暮らせるまちづくり
関連施策	基本目標4：健康で安心して暮らせるまちづくり 2. 安心・安全のまちづくり (1)住みよい生活環境づくりの推進…公共施設や生活環境等のバリアフリー化 (2)移動支援、交通安全対策の充実…地域支え合いの体制づくり 地域の美化運動等への協力

●第7期豊見城市高齢者保健福祉計画

策定年次	平成30年3月
計画期間	2018（平成30）年度～2020（令和2）年度（3年間）
基本理念	こころ豊かに 支え合うまち 豊見城
基本目標	基本目標1 自立生活を支え合う地域づくりの推進 基本目標2 豊かな生活に向けた生きがいづくりの推進 基本目標3 健康づくりと介護予防の推進
関連施策	基本目標1 自立生活を支え合う地域づくりの推進 3. ひとにやさしいまちづくりの推進 (2) 高齢者に配慮した住環境の充実…高齢者の住宅確保対策

●豊見城市障害者計画

策定年次	平成30年3月
計画期間	2018（平成30）年度～2020（令和2）年度（3年間）
将来像 基本理念	将来像】幸せな社会を目指し 共に支え合い 生き活きと暮らすまち 豊見城 基本理念1 人権を尊重し市民が共に暮らす福祉のまちづくり 基本理念2 障害者が安心して暮らせるまちづくり 基本理念3 障害者が生き活きと活動するまちづくり
基本目標	基本目標1 情報提供や相談等の身近な支援体制の充実 基本目標2 地域で暮らす生活基盤の充実 基本目標3 障害者の健康を支える体制の充実 基本目標4 障害のある子どもの成長支援 基本目標5 社会参加と自己実現への支援 基本目標6 安全・安心なまちづくりの推進 基本目標7 障害者の権利擁護の推進
関連施策	基本目標6 安全・安心なまちづくりの推進 1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進…住宅のバリアフリー化に対する支援 公共施設等のバリアフリー化の推進 多様な住まいの確保